

# いじめ防止に向けた取組方針

近畿大学附属広島高等学校・中学校福山校

## 1. 策定の趣旨

この基本方針は、近畿大学附属広島高等学校・中学校福山校(以下 学校)におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 2. いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3. いじめ対策委員会の設置

学校は、いじめの予防及び個別のいじめに対応するための中心組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

構成員は教頭、教頭補佐、生徒指導部長、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とし、教頭を委員長とする。また対処すべき事柄によって、クラス担任やスクールカウンセラー、情報推進委員長を適宜加えるものとする。

## 4. いじめ防止の方策

### (1) 道徳教育等の充実

建学の精神をふまえ、「道徳 年間指導計画」等に基づき教育活動の全般において、他者や社会への思いやり・関心を育む指導を実践する。

### (2) インターネット等によるいじめに対する対策の推進

在校生、保護者、教職員を対象としたネットいじめに対する啓発を定期的に行う。

### (3) 教員研修

配慮を要する生徒に関する情報の共有を教職員間で定期的に行う。

いじめの事例をもとにした研修会を定期的に行う。

## 5. いじめの早期発見の方策

### (1) 定期的な調査

担任による学期に1回の個別面談(三者懇談も含む)の実施の他、生徒を対象とした学校生活アンケートを実施する。

大手匿名掲示板や学校裏サイトなどに問題のある書き込みがないか、ネット上での巡回を実施する。

(2) 相談体制の確立

担任や養護教諭に加え、「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」に基づく相談員及びスクールカウンセラーをいじめの早期発見のために積極的に活用する。

6. いじめへの対処

(1) 事実の確認のための措置

いじめが疑われる場合、いじめ対策委員会により聞き取り調査を主として速やかに事実の確認を行う。

(2) 確認された事実への措置

いじめを受けた生徒及び保護者への保護・支援を速やかに講じる。

いじめを行った生徒への指導と保護者への助言を速やかに講じる。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処するものとする。

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

以下のとおり法に規定された状況を重大事態と定義する。

ア. 生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがある場合。

イ. 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

ウ. 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

・調査委員会の設置

重大事態が生じた場合、その対処及び同種の事態の再発防止に資するために「重大事態調査委員会」を設置する。

常設の「いじめ対策委員会」を母体とし、校長を委員長とした組織とする。

・事実の確認のための措置

重大事態調査委員会により事実関係の網羅的な調査を実施し、事実の確認を行う。

・確認された事実への措置

いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。

重大事態の発生時及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び広島県知事にその旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び広島県知事と連携、協力して対応を行う。